様式第 93 の 3 (第104条関係)(平13経産令29・追加、平13経産令250・平17経産令23・令元経産令17・一部改正)

(表面)

		第	号
計量法第 148 条第 4 項の規定による立入検査証			
所属及び氏名			
	年	三月	日 生
	年	三月	日 発行
写	発 行 者		印
真			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。

計量法(平成4年法律第51号)抜すい

- 第 148 条 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この 法律の施行に必要な限度において、その職員に、届出製造事業者、届出修 理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、 輸入事業者、計量士、登録事業者又は取引若しくは証明における計量をす る者の工場、事業場、営業所、事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、計量 器、計量器の検査のための器具、機械若しくは装置、特殊容器、特定物象 量が表記された特定商品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係 者に質問させることができる。
- 第 168 条の5 経済産業大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。
  - (6) 第148条第1項の規定による立入検査に関する事務(登録事業者に係るものに限る。)
- 第 175条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
  - (3) 第148条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者